



ペットを飼っている方へ

犬・猫に愛情と責任をもつて！

かわいそうだからと、野良猫に餌を与える方がいますが、餌を与えるのなら責任を持って飼うようにしましょう。

飼えないのであれば、絶対に餌を与えないでください。野良猫が住み着くようになり、フン公害の原因となります。

愛犬家の皆さんへ

飼い犬は必ず登録し、狂犬病予防注射を受けましょう！

運動不足の犬は、ストレスがたまり、かみつきやすくなったり、無駄吠えをして近所の迷惑になったりします。犬を飼っている自覚を持って定期的に散歩させるようにしましょう。

また、散歩中に犬がしたフンの始末は、飼い主の責任です。袋などを持参し、持ち帰って家庭のトイレなどで処理しましょう。

おとなしいからといって、公園や庭での放し飼いは絶対にしないでください。

放し飼いは県の条例で罰せられます。必ず引き綱（リード）を付けて飼うようにして、散歩

の際も引き綱を持つようにしてください。

犬・猫を飼えなくなった方へ

犬や猫は家族の一員ですので、責任をもって飼いましょう。どうしても飼えなくなった場合はご相談ください。

市では次の日程で犬猫の引取を行っています。日程をよくお確かめの上、引き渡す日の前日まで、環境対策課もしくは会場となる総合支所へ連絡してください。

日時	会場
2日(水) 午前10時	北上総合支所
〃 午前10時30分	河北総合支所
9日(水) 午前9時30分～10時	市役所第1分庁舎内駐車場
〃 午前8時30分～正午	雄勝総合支所
16日(水) 午後1時～2時	桃生総合支所
〃 午後2時～2時30分	河南母子健康センター前
24日(木) 午前9時30分～10時	市役所第1分庁舎内駐車場
〃 午後2時	牡鹿総合支所

持ち物 犬の鑑札

(生後3カ月を過ぎて未登録の犬は、3,000円)・印かん

環境対策課(内線269)

各総合支所

平成18年4月から

ざつがみるい 雑紙類の分別収集を始めます

市では、ごみ減量化・再資源化の施策として、来年度より「雑紙類の分別収集」を導入することになりました。

雑紙類として分別収集する物の一部を紹介します。

【ティッシュ箱】 【菓子箱】 【包装紙】 【カレンダー】



ごみの減量化、再資源化のためにも、市民の皆さんの理解と協力をお願いします。

なお、雑紙類の分別品目、住民説明会などについては来月号以降の市報でお知らせします。

環境対策課(内線510)

道路上の障害物撤去のお願い



撤去後

撤去前

写真のようなマウンドアップ形式の歩道を出入りするため、鉄板などを道路上に設置することは、道路法(交通に支障を及ぼすおそれのある行為の禁止)により禁止されており、交通事故のもとになりますので、設置しないようお願いいたします。

鉄板などの撤去後、歩道を出入りするためには、道路法の承認を受けて、歩道の切り下げ工事を行う必要があります。

道路課(内線298)

市民課からのお知らせ

本人、世帯員以外の方による住所異動届出には委任状が必要です

同じ世帯以外の方が住所の異動を届け出る場合は、本人からの委任状が必要になります。届出義務者は、本人または、世帯員です。それ以外の代理人の方が住所の異動（転入・転出・転居）や世帯主の変更などを届け出る場合は、本人からの委任状をお持ちください。

届出人のご本人確認も行っていただきますので、身分証明書なども忘れずにお持ちください。お手数料をお掛けしますがご協力をお願いします。

また、ご本人の確認ができなかった方には、届出後、郵便などで届出内容の確認を行います。

市民課（内線258・441）



産業創造助成金制度

市では、新たな産業を育成することにより、産業の振興と雇用の拡大を図るため、本市において創造的事業を行う事業者の方に対して、助成金を交付しています。

対象者

(1) 市内に事務所または事業所を有する中小企業者、個人事業者。

(2) 東松島市または女川町に事務所または事業所を有する中小企業者、個人事業者で(1)の者と共同して対象事業を行うものの代表者。

(3) 市外（東松島市、女川町を除く）に事務所または事業所を有する中小企業者、個人事業者であつて、支店、営業所などを市内に有しており(1)の者と共同して対象事業を行うものの代表者。

受付期間

随時。ただし、事業着手日の30日前までに提出してください。

※審査委員会において、対象事業内容など審査の上、交付を決定します。

企業立地推進課

☎21-2021

対象事業・区分	助成額
人材育成事業	対象経費の1/2以内 (交付限度額50万円)
研究開発事業	対象経費の1/2以内 (交付限度額250万円)
情報提供事業	対象経費の1/2以内 (交付限度額50万円)
業務支援事業	対象経費の1/2以内 (交付限度額50万円)

介護保険被保険者証が、新しくなりました

記載内容の一部が改正になったことに伴い、10月交付の方から桃色の保険証を郵送しています。また、要介護認定および要支援認定を受けている方については、順次、更新の際に認定結果通知と一緒に桃色の保険証を郵送します。

なお、要介護認定および要支援認定を受けていない方については、交付してある空色の保険証が引き続き有効です。

介護保険課（内線504・548）

各総合支所

保険証の改正内容

- 有効期限が廃止されました。
- 食費と居住費などの負担の見直しに伴い、注意事項の記載内容が一部変更になりました。



年金手帳（基礎年金番号）は

大切に保管しましょう

国民年金や厚生年金保険に加入すると年金手帳が交付されます。

年金手帳に記載されている基礎年金番号は、生涯変わることはない番号で、あなたの大切な年金の加入記録を管理しています。

また、年金手帳が2冊以上ある方は、石巻社会保険事務所で1冊にまとめてもらいましょう。

石巻社会保険事務所

☎22-5115

国保年金課（内線256・257）

各総合支所・各支所

年金手帳は、年金についての問い合わせや届け出、年金を請求するときなどに使用しますので大切に保管してください。

